

石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第25号)

目 次

規 則		訓 令		告 示	
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則	(行政経営課) 1	○石川県土木部所管用地事務取扱規程の一部改正	(監理課) 14	○石川県財務規則の規定による麻の名称及び位置の一部改正	(行政経営課) 15
○石川県組織規則の一部を改正する規則	(同) 1	○石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部改正	(同) 15	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(出納室) 15
○石川県文書管理規程の一部改正	(総務課) 7	○石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う公共補償基準の一部改正	(同) 15		
○石川県処務規程の一部改正	(行政経営課) 8				
○グループ制に関する運営規程の一部改正	(同) 13				
○副知事の担当事項に関する規程の一部改正	(同) 14				

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和二十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二女性センター館長の項を削り、同表保健福祉センター所長の項第一号中22を24とし、15から21までを17から23までとし、14を16とし、その前に次のように加える。

14 第五十五条の七の規定による被保護者就労支援事業の実施

15 第五十五条の八の規定による被保護者健康管理支援事業の実施

別表第二安原・高橋川工事事務所長の項を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十一号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「監室」の下に「知事室」を加える。

第三条の見出し中「監室」の下に「知事室」を加え、同条第一項の表総務部の項中「秘書課」を削り、同表企画振興部の項中「空港企画課」を削り、同表県民文化スポーツ部の項中「県民交流課」を「女性活躍・県民協働課」に改め、「男女共同参画課」を削り、同表生活環境部の項中「温暖化・里山対策室」を「カーボンニュートラル推進課」に改め、同表農林水産部の項中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に、「生産流通課」を「生産振興課、ブランド戦略課」に改め、同条第四項中「もののほか」の下に「総務部に知事室を」を加え、同条第五項を次のよう

に改める。

5 次の表の上欄に掲げる知事室及びそれぞれの監室に同表の中欄に掲げる分課を置き、それぞれの分課に置かれる課長が担当する分掌事務の処理については、それぞれ同表の下欄に掲げるものが当該分課の長として取り扱われるものとする。

知 事 室 等	分 課	分 課 の 長
知事室	秘書課、政策調整課、戦略広報課	知事室課長(秘書課長、政策調整課長及び戦略広報課長をいう。以下同じ。)
新幹線・交通対策監室	交通政策課、並行在来線対策課、開業企画課、空港企画課	新幹線・交通対策監室課長(交通政策課長、並行在来線対策課長、開業企画課長及び空港企画課長をいう。以下同じ。)
少子化対策監室	子ども政策担当、子育て支援担当	少子化対策監室課長(子ども政策課長及び子育て支援課長をいう。以下同じ。)

第二条第六項の表企画課の項中「、いしかわ創生推進室」を削り、同表県民交流課の項中「県民交流課」を「女性活躍・県民協働課」に改め、「広報広聴室」を削り、同表乗車衛生課の項の次に次のように加える。

自然環境課	トキ共生推進室
-------	---------

第二条第六項の表農業政策課の項中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に改め、「ブランド戦略推進室、農業参入・経営戦略推進室、」を削る。

第六条第一項の表秘書課の項を削り、同表デジタル推進課の項第二号中「関すること」の下に「(他課の分掌事務を除く。)」を加え、同表管財課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

8 来庁者の案内及び庁内放送に関すること。

第六条第三項の表査察調査室の項中「第一項の表税務課の項第五号」を「第一項の表税務課の項第六号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事室の分掌事務は、次のとおりとし、知事室課長が担当する分掌事務は、総務部長が別に定める。

分 掌 事 務
1 秘書に関すること。
2 皇室に関すること。
3 儀式に関すること。
4 全庁的な政策の総合調整に関すること。
5 庁議及び部課長会議に関すること。
6 報道機関との連絡に関すること。
7 広報及び広聴の総合的な戦略の企画、調整及び推進に関すること。
8 行政相談に関すること。

第六条の二第一項の表空港企画課の項を削り、同条第二項の表に次の十号を加える。

- 13 空港施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 14 国内航空に関すること。
- 15 国際便の受入体制に関すること。
- 16 小松空港の活性化の推進に関すること。
- 17 小松空港の国際化の推進に関すること。
- 18 小松空港の施設整備に関すること。
- 19 小松空港の国際物流拠点化に関すること。
- 20 能登空港の利活用に関すること。
- 21 能登空港の管理及び施設整備に関すること。
- 22 能登空港管理事務所に関すること。

第六条の二第三項の表成長戦略推進室の項中「第一項の表企画課の項第二号」を「第一項の表企画課の項第二号及

び第三号」に改め、同表いしかわ創生推進室の項を削り、同表エネルギー対策室の項中「第一項の表企画課の項第十号及び第十一号」を「第一項の表企画課の項第十一号及び第十二号」に改め、同表小松空港活性化推進室の項を削る。

第六条の三第一項の表県民交流課の項中「県民交流課」を「女性活躍・県民協働課」に改め、第一号から第四号までを次のように改める。

- 1 男女共同参画社会の形成及び女性の活躍に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 配偶者等暴力対策に関すること。
- 3 困難な問題を抱える女性対策に関すること。
- 4 女性保護に関すること。

第六条の三第一項の表県民交流課の項中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 17 女性センター及び女性相談支援センターに関すること。

第六条の三第一項の表県民交流課の項中第十四号を第十六号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 5 性の多様性への県民理解の促進に関すること。
- 6 ふるさと石川応援金付金に関すること。

第六条の三第一項の表スポーツ振興課の項第七号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 5 障害者スポーツの推進に関すること。

第六条の三第一項の表スポーツ振興課の項に次の一号を加える。

- 9 スポーツを通じた地域の活性化に関すること。

第六条の三第一項の表男女共同参画課の項を削り、同条第二項の表広報広聴室の項を削り、同表統計情報室の項中「第一項の表県民交流課の項第八号から第十四号」を「第一項の表女性活躍・県民協働課の項第十号から第十六号」に改める。

第七条の二の表温暖化・里山対策室の項を次のように改める。

カーボンニュートラル推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 カーボンニュートラルの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 2 地域に適した住宅の省エネルギー・創エネルギー化の促進に関すること。 3 脱炭素型のライフスタイルの啓発に関すること。 4 環境に配慮した事業活動の推進に関すること。 5 環境ビジネスの創出・育成に関すること。 6 環境に配慮した自動車の普及に関すること。 7 事業者のエコドライブの推進に関すること。 8 県庁における温室効果ガスの排出削減に関すること。 9 気候変動の影響への適応に関すること。 10 いしかわエコハウスに関すること。
---------------	---

第七条の二の表自然環境課の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 8 トキと人との共生の推進に関すること。
- 9 生物多様性の確保に関すること。

第七条の二に次の一項を加える。

- 2 生活環境部の課内室の分掌事務は、次のとおりとする。

課 内 室 名	分 掌 事 務
トキ共生推進室	第一項の表自然環境課の項第八号及び第九号に掲げる事務

第九条第二項の表農業政策課の項中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に改め、第四号から第十四号までを削り、第十五号を第四号とし、第十六号から第二十四号までを十一号ずつ繰り上げ、第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第十四号とし、第二十八号から第三十三号までを十三号ずつ繰り上げ、同項第三十四号中「農林水産部所

管工事」の下に「に係る技術の指導、設計、積算及び」を加え、同号を同項第二十一号とし、同項中第三十五号及び第三十六号を削り、第三十七号を第二十二号とし、第三十八号から第四十一号までを十五号ずつ繰り上げ、同表里山振興室の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同表生産流通課の項中「生産流通課」を「生産振興課」に改め、第八号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

ブランド戦略課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物のブランド化及び販路開拓に関する事。 2 農林水産物の輸出の促進に関する事。 3 農林水産業における知的財産の活用に関する事。 4 農産物の流通及び販売に関する事。 5 農林漁業の六次産業化に関する事。 6 農林水産物の地産地消の推進に関する事。 7 農林物資の品質表示に関する事。 8 有機農産物に関する事。 9 食品表示の指導等に関する事（健康推進課及び薬事衛生課の分掌事務を除く。）。 10 米穀の出荷又は販売を行う事業者の遵守事項に関する事。 11 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事。 12 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する事（勸告、命令並びに報告の徴取、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。 13 農産物の検査に関する事。 14 農業及び肥料の取締り及び指導に関する事。 15 植物防疫に関する事。 16 農業資材に関する事。 17 食品のリサイクルに関する事。 18 農畜林水産物の安全・安心に係る情報提供に関する事。 19 食農教育に関する事。
---------	---

第九条第三項の表ブランド戦略推進室の項及び農業参入・経営戦略推進室の項を削り、同表技術管理室の項中「第一項の表農業政策課の項第三十二号から第三十六号」を「第一項の表農業経営戦略課の項第十九号から第二十一号」に改める。

第十条第一項の表監理課の項第十五号中「の土地の使用等」を「に係る損失補償の裁定」に改め、同表河川課の項第十五号を削る。

第十三条第一項の表危機管理監の項の次に次のように加える。

知事室長	知事室	上司の命を受け、知事室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	-----	---------------------------------

第十三条第一項の表課長の項、室長の項及び室次長の項中「、温暖化・里山対策室」を削り、同条第二項の表中

上席政策調整員 次席政策調整員 政策調整員	秘書課	上司の命を受け、政策調整に関する事務を掌理する。	を
-----------------------------	-----	--------------------------	---

政策調整員	政策調整課	上司の命を受け、政策調整に関する事務を処理する。	に
-------	-------	--------------------------	---

改め、同条第三項中「審議監、地域医療対策監」を削り、「知事室長、知事室次長及び政策調整監」を「戦略広報監及び産業振興戦略監」に改め、同条第四項中「、総務部に知事室政策調整担当課長及び知事室政策調整担当課長補佐を」及び「危機管理監付課長」を削る。

第十五条第二号の表納税課の項中

納税第一係
納税第二係

を

納税第一係
納税第二係
自動車税納税第一係
(金沢県税事務所に限る。)
自動車税納税第二係
(金沢県税事務所に限る。)

に

改め、同項 5 中「関すること。」の下に「(以上の事務は、小松県税事務所に限る。)」を加え、同項 6 中「(以上の事務は、小松県税事務所に限る。)」を削り、同項 7 中「(金沢県税事務所にあつては、自動車税納税課の分掌事務を除く。)」を削り、同項 8 中「及び自動車税納税課」を削り、同項 10 中「(金沢県税事務所にあつては、自動車税納税課の分掌事務を除く。)」を削り、同表自動車税納税課(金沢県税事務所に限る。)の項を削り、同条第十号の表建設課(石川土木総合事務所に限る。)の項を削り、同表道路建設課(石川土木総合事務所を除く。)の項中「(石川土木総合事務所を除く。)」を削り、同項 1 を次のように改める。

1 土木工事(本庁の道路建設課、都市計画課(県央土木総合事務所を除く。)及び公園緑地課(南加賀、石川及び中能登土木総合事務所に限る。)の分掌事務に限る。)の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事

第十五条第十号の表道路建設課(石川土木総合事務所を除く。)の項中 2 を 3 とし、その前に次のように加える。

2 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事の指導及び監督に関する事。 (以上の事務は、奥能登総合土木事務所にあつては、珠洲市に係るものを除く。)

第十五条第十号の表地域整備課(奥能登土木総合事務所に限る。)の項中

建設課の業務のうち、本庁の道路建設課、河川課、砂防課及び都市計画課に係る業務に関する事

を

1 土木工事(本庁の道路建設課、河川課、砂防課及び都市計画課の分掌事務に限る。)の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。
2 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事の指導及び監督に関する事。(以上の事務は、珠洲市に係るものに限る。)

に

改め、同表河川砂防課(石川土木総合事務所を除く。)の項中「(石川土木総合事務所を除く。)」を削り、「(県央及び中能登土木総合事務所)」を「(石川、県央及び中能登土木総合事務所)」に、「(南加賀、県央及び中能登土木総合事務所に限る。)」を「(奥能登土木総合事務所を除く。)」に、

建設課の業務のうち、本庁の河川課、港湾課(南加賀土木総合事務所に限る。)、砂防課及び水産課(南加賀土木総合事務所に限る。)に係る業務に関する事

を

1 土木工事(本庁の河川課、港湾課(南加賀土木総合事務所に限る。))及び砂防課の分掌事務に限る。)及び漁港工事(南加賀土木総合事務所に限る。)の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。
2 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事及び漁港工事の指導及び監督に関する事。(以上の事務は、奥能登総合土木事務所にあつては、珠洲市に係るものを除く。)
3 水防に関する事

に

改め、同表港湾課(奥能登土木総合事務所に限る。)の項中

建設課の業務のうち、本庁の港湾課及び水産課に係る業務に関する事。

を

- 1 土木工事(本庁の港湾課の分掌事務に限る。)及び漁港工事の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。
- 2 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事及び漁港工事の指導及び監督に関する事。

に

改め、同表都市施設課(県央土木総合事務所に限る。)の項1を次のように改める。

- 1 土木工事(本庁の都市計画課及び公園緑地課の分掌事務に限る。)の調査、企画、設計、施行及び監督に関する事。

第十五条第十号の表都市施設課(県央土木総合事務所に限る。)の項中2を3とし、その前に次のように加える。

- 2 国庫負担若しくは国庫補助又は県費補助に係る市町の土木工事の指導及び監督に関する事。

第十六条第九号の表中

高度集中治療センター

高度集中治療に関する事。

を

周術期・集中治療センター

周術期・集中治療に関する事。

に

救命救急及び救急科の診療に関する事。

を

- 1 救命救急及び救急科の診療に関する事。
- 2 高度集中治療及び集中治療科の診療に関する事。

に

改める。

第十七条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とする。

第十九条第三項中「担当参事(土木総合事務所に限る。)」を削り、同条第五項中「(工業試験場の部に限る。)」の下に「企画調整担当部長及び」を加え、同条第六項中「副部长」の下に「、中央病院の周術期・集中治療センター、総合母子医療センター、がん医療センター、救命救急センター、血管病センター及び患者総合支援センターにあつては副センター長」を加える。

別表第一第二号の表石川県公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

石川県男女共同参画審議会

男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する事項の調査審議に関する事務

女性活躍・県民協働課

別表第一第二号の表石川県男女共同参画審議会の項を削り、同表石川県農政審議会の項中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

- 2 石川県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第八条第三項中「石川県県民文化スポーツ部県民交流課」を「石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

- 3 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第四項中「石川県生活環境部温暖化・里山対策室」を「石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課」に改める。

訓 令

石川県訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

石川県知事 馳 浩

第60条第 5 号中「石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第 2 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「同条例第18条各項」を「同法第82条各項」に改め、同条第 6 号中「石川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「同条例第28条各項」を「同法第93条各項」に改め、同条第 7 号中「石川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「同条例第35条各項」を「同法第101条各項」に改める。

別表第 1 中 「 総務部 秘書課 総務課 秘 総 」 を

「 知事室 秘書課 政策調整課 戦略広報課 総務部 総務課 秘 政 広 総 」 に改め、

「 空港企画課 空 」 を削り、

「 県民交流課 県 」 を

「 女性活躍・県民協働課 県 」 に改め、

「 男女共同参画課 男女 」 を削り、

「 温暖化・里山対策室 温対 」 を

「 カーボンニュートラル推進課 カ 」 に、

「 農業政策課 農業政策 里山振興室 里 生産流通課 生流 」 を

「 農業経営戦略課 農戦 里山振興室 里 生産振興課 生振 ブランド戦略課 ブ 」 に、

「	美術館	美	を
	歴史博物館	歴博	
	図書館	図	
	白山ろく民俗資料館	白民	
	石川四高記念文化交流館	石四文	
	能楽堂	能	
	女性センター	女セ	
	女性相談支援センター	女相	」

「	女性センター	女セ	に改め、
	女性相談支援センター	女相	
	美術館	美	
	歴史博物館	歴博	
	図書館	図	
	白山ろく民俗資料館	白民	
	石川四高記念文化交流館	石四文	
	能楽堂	能	
			」

「	安原・高橋川工事事務所	安高	」を削る。
---	-------------	----	-------

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

庁	中	一	般
出	先	機	関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

第6条第3号中「主務課の長（）」の下に「知事室課長」を加える。

第7条第2項中「監室次長」を「危機管理監室次長」に改め、同条第6項中「知事室長、知事室次長及び政策調整監」を「戦略広報監及び産業振興戦略監」に改める。

第7条の2を削る。

第7条の3の見出し中「新幹線・交通対策監等」を「知事室長等」に改め、同条第1項中「新幹線・交通対策監」を「知事室長、新幹線・交通対策監」に改め、「少子化対策監」の下に「（以下）の条において「知事室長等」という。）」を加え、「監室」を「それぞれ知事室、新幹線・交通対策監室又は少子化対策監室（以下）の条において「知事室等」という。）」に改め、同条第2項中「新幹線・交通対策監及び少子化対策監」を「知事室長等」に、「監室」を「知事室等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 新幹線・交通対策監室次長及び少子化対策監室次長は、それぞれ知事室長等の命を収け、知事室長等を補佐し、知事室等の事務を処理する。

第7条の3を第7条の2とする。

第12条第4項を削り、同条第5項中「政策調整監」を「戦略広報監、産業振興戦略監、知事室長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「専任用短時間勤務職員」を「短時間専任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第9項とする。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第1号1中「（関係行政機関の職員から選出するものに限る。）」を削り、同欄第6号1を次のように改める。

一 常任職員の選定による公益認定

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第6号中2を削り、3を2とし、4を3とし、その次に次のように加える。

4 第二十九条第一項及び第二項の規定による公益認定の取消し

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第6号5を削り、同欄第7号中1から7までを削り、8を1とし、9を削り、10を2とし、11を削り、同欄第11号中「係る」の下に「規則及び」を加え、「改正」を「制定改廃」に改め、同欄第20号中「訴訟」の下に「軽易なもの及び」を加え、同表課長専決事項の欄第7号中17を20とし、13から16までを16から19までとし、12を15とし、その前に次のように加える。

14 第五十一条において読み替えて準用する第四十二条(第二項を除く。)の規定による諮問

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第7号中11を13とし、7から10までを9から12までとし、6を8とし、その前に次のように加える。

7 第二十五条第一項の規定による合併による地位の承継の認可

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第7号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、その前に次のように加える。

3 第十一条第一項の規定による変更の認定

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第9号中1から14までを削り、15を1とし、その次に次のように加える。

2 第二百二十四条の規定による確認

3 第二百二十五条第一項の規定による変更の認可

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第9号中16を4とし、その次に次のように加える。

5 第二百三十条の規定による承認

6 第二百三十八条第二項において読み替えて準用する第二百三十二条第三項(第三号を除く。)及び第四項の規定による諮問

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第9号中17を7とし、18を8とし、同欄第10号中1及び2を削り、3を1とし、同欄第18号中「石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改め、同中1中「第十八条各項」を「第八十一条各項」に、「第二十八条各項」を「第九十二条各項」に、「第二十五条各項」を「第百一条各項」に改め、同中2及び3を次のように改める。

2 第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第百一条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長

3 第九十五条の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第百三条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

別表第1第1号の表課長専決事項の欄第18号に次のように加える。

4 第二百十四条の規定による提案の内容の審査

別表第1第1号の表課長専決事項の欄中第30号を第31号とし、第19号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

十九 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年石川県条例第三十二号)

1 第四条第二項の規定による開示決定等の期間の延長

2 第五条の規定による開示決定等の期間の特例延長

別表第1第2号の表総務部長専決事項の総務課の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同表総務課長専決事項の欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同欄第2号中「宗教法人法」の下に「(昭和二十六年法律第百一十六号)」を加え、1を2とし、その前に次のように加える。

1 第十四条第一項の規定による宗教法人の規則の認証

別表第1第2号の表総務課長専決事項の欄第2号に次のように加える。

3 第三十九条第一項の規定による宗教法人の合併の認証

4 第四十六条第一項の規定による宗教法人の任意解散の認証

別表第1第2号の表総務課長専決事項の欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

11 石川県公報発行規則(昭和三十三年石川県規則第三十二号)

1 第十三条の規定による公報販売価格の承認

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄第4号中「平成十九年石川県条例第二十八号」を「令和四年石川県条例第二十二号」に改め、同欄中第11号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

十一 森林環境税及び森林環境税と税に関する法律(平成三十一年法律第三号)

1 第十八条の規定による森林環境税の賦課徴収に関する報告等

別表第1第2号の表企画振興部長専決事項の企画課の欄に次の1号を加える。

三 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)

1 第四十一条及び第四十五条の規定による不動産鑑定業者に対する監督処分、報告の徴収及び立入検査の実施別表第1第2号の表企画課長専決事項の欄第5号中「(昭和三十八年法律第百五十二号)」を削り、同号1中「第十五条」を「第二十四条、第二十五条及び第三十条」に、「登録の拒否」を「登録、登録の拒否及び登録の削除」に改め、同表企画課長専決事項の地域振興課の欄中第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

二 半島振興法(昭和六十年法律第六十二号)

1 第三条の規定による半島振興計画の作成等に係る事務の処理

別表第1第2号の表県民交流課長専決事項の欄中「県民交流課長」を「女性活躍・県民協働課長」に改め、同表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第1号中13を16とし、7から12までを10から15までとし、6を9とし、その前に次のように加える。

7 第七十二条の二第三項の規定による地域連携薬局等の開設者に対する業務体制の整備命令

8 第七十二条の二の二の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者、医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対する法令遵守確保のための措置の改善命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第1号中5を6とし、4を5とし、その前に次のように加える。

4 第七十二条第五項の規定による地域連携薬局等の開設者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用の禁止命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第2号中25を30とし、24を29とし、23を28とし、その前に次のように加える。

27 第八十条第四項第二号の規定により知事が行うこととされた再生医療等製品の製造販売業者に係る法第七十二条の二の二の規定による法令遵守確保のための措置の改善命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第2号中22を26とし、21を25とし、20を24とし、19を23とし、その前に次のように加える。

22 第八十条第三項第五号の規定により知事が行うこととされた医療機器の製造業者等に係る法第七十二条の二の二の規定による法令遵守確保のための措置の改善命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第2号中18を21とし、17を20とし、16を19とし、15を18とし、その前に次のように加える。

17 第八十条第三項第二号の規定により知事が行うこととされた医療機器等の製造販売業者に係る法第七十二条の二の二の規定による法令遵守確保のための措置の改善命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第2号中14を16とし、13を15とし、同号12中「第七十五条第一項」の下に「及び法第七十五条の二第一項」を加え、「許可」を「許可等」に改め、同号中12を14とし、11を13とし、10を12とし、その前に次のように加える。

11 第八十条第二項第四号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造業者に係る法第七十二条の二の二の規定による法令遵守確保のための措置の改善命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第2号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、その前に次のように加える。

6 第八十条第二項第二号の規定により知事が行うこととされた医薬品等の製造販売業者に係る法第七十二条の二の二の規定による法令遵守確保のための措置の改善命令

別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄第1号21及び22中「承認前の医薬品等の広告」を「違反広告」に改め、同表生活環境部長専決事項の温暖化・里山対策室の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同表温暖化・里山対策室長専決事項の欄中「温暖化・里山対策室長」を「カーボンをニュートラル推進課長」に改め、同欄第1号中1から4までを削り、5を1とし、6を2とし、同表生活環境部長専決事項の自然環境課の欄に次の1号を加える。

五 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)

1 第四条第七項の規定による市町が作成する地域連携保全活動計画に対する同意

別表第1第2号の表商工労働部長専決事項の産業政策課の欄第1号7中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号8中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同表商工労働部長専決事項の産業立地課の欄に次の1号を加える。

一 石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例(平成七年石川県条例第三十八号)

- 1 第三条第一項の規定による助成企業の指定
- 2 第六条各項の規定による指定の取消し等

別表第1第2号の表国際交流課長専決事項の欄第1号1中「第三条」を「第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項」に改め、同号7中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号中9から11中を並び、8を9とし、その前に次のように加える。

- 8 第十条第三項ただし書の規定による渡航先の訂正

別表第1第2号の表国際交流課長専決事項の欄第1号中12を10とし、同号13中「第十七条」を「第十七条第一項から第三項まで」に改め、同号中13を11とし、14を12とし、15を13とし、同表農林水産部長専決事項の農林政策課の欄第16号から第22号中を並び、同表農林政策課長専決事項の欄中「農業政策課長」を「農業経営戦略課長」に改め、同欄第11号から第18号中を並び、同表生産流通課長専決事項の欄中「生産流通課長」を「生産振興課長」に改め、同表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄及び生産流通課長専決事項の欄の次に次のように加える。

農林水産部長専決事項	ブランド戦略課長専決事項
<p>一 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条の規定による指示及び命令並びにその旨の公表 2 第六十五条第四項の規定による立入検査の実施 <p>二 食品表示法(健康福祉部長の専決事項を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第六条第一項及び第五項並びに第七条の規定による指示及び命令並びにその旨の公表 2 第八条第一項及び第二項の規定による立入検査の実施 <p>三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第七条の三第一項及び第二項の規定による勧告及び命令 2 第五十二条第一項の規定による立入検査の実施 <p>四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第九条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令 2 第十条第一項の規定による立入検査の実施 <p>五 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第七条第一項から第三項までの規定による勧告及び命令 2 第十二条第一項の規定による立入検査の実施 <p>六 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定による登録検査機関に対する業務規程の変更の命令、登録要件への適合命令、業務改善命令、業務停止命令及び登録の取消し <p>七 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第三十条第一項及び第三項の規定による立入検査 	<p>一 日本農林規格等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第六十五条第四項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求 2 第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査の実施 <p>二 食品表示法(健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求 2 第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査の実施 <p>三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第五十二条第一項の規定による報告の徴収 <p>四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第十条第一項の規定による報告の徴収 <p>五 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第十二条第一項の規定による報告の徴収 <p>六 農産物検査法</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 第十六条の規定による不正受検に対する処置の実施 2 第十七条第一項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第七項及び第八項並びに第十九条第二項の規定による登録検査機関の登録、変更登録並びに登録事項の変更及び業務の休廃止の届出の処理 3 第二十条第三項の規定による農産物検査の報告の処理 4 第二十一条第一項の規定による業務規程の届出の処理 5 第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入調査の実施

<p>査の実施</p> <p>2 第三十一条第二項及び第三項の規定による販売業者等に対する行政処分の実施</p> <p>八 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)</p> <p>1 第二十三条の規定による勧告及び命令</p> <p>2 第二十九条第一項及び第三項の規定による検査の実施</p> <p>3 第三十一条第四項の規定による監督処分の実施</p> <p>九 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)</p> <p>1 第九条第一項の規定による立入調査の実施</p>	<p>6 第三十二条第一項の規定による申出の受付並びに同条第二項の規定による調査及び措置の実施</p> <p>七 肥料の品質の確保等に関する法律</p> <p>1 第七条の規定による普通肥料の登録</p> <p>2 第十二条第四項の規定による肥料業者登録証の有効期間の更新</p> <p>3 第十九条第二項の規定による生産業者、販売業者等に対する事故肥料の譲渡の許可</p> <p>4 第二十一条及び第二十三条の規定による生産業者等の届出の処理</p> <p>5 第二十九条第一項及び第三項の規定による報告の徴収</p> <p>八 農業取締法</p> <p>1 第十七条の規定による販売業者の届出の処理</p> <p>九 植物防疫法施行細則(昭和二十七年石川県規則第十四号)</p> <p>1 第七条第一項の規定による病害虫防除員任免の承認</p>
---	--

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の添付書類・防疫対策課の欄に次の1号を加える。

十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)

- 1 第十五条第一項から第四項まで及び第十八条第一項の規定による措置命令
- 2 第十五条第五項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の代執行及び公告

別表第1第2号の表畜産課長専決事項の欄に次の1号を加える。

二十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

- 1 第三条第一項及び第六項並びに第四条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定、変更認定並びに認定をした旨の通知及び公表
- 2 第四条第二項の規定による畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出の処理
- 3 第六条第一項及び第二項の規定による認定畜舎等の建築等の工事完了の届出の処理及び仮使用の認定
- 4 第九条第二項の規定による認定計画実施者の地位の相続による承継の届出の処理
- 5 第十条第一項から第三項までの規定による認定計画実施者の地位の認定畜舎等の譲渡等による承継の認可
- 6 第十一条第一項の規定による認定計画実施者である法人の解散の届出の処理
- 7 第十三条第一項及び第二項の規定による認定畜舎等の利用状況の報告等の処理
- 8 第十四条第一項及び第二項の規定による報告徴収の実施
- 9 第十四条第三項の規定による立入検査の実施
- 10 第十六条第二項及び第三項の規定による畜舎建築利用計画の認定の取消し並びに認定の失効等の通知及び公表

別表第1第2号の表土木部長専決事項の添付書類の欄第4号中1を次のように改める。

- 1 第百二十七条第二項の規定による損失補償についての裁定

別表第1第2号の表土木部長専決事項の添付書類の欄第4号2及び3を並び、同表土木部長専決事項の都市計画課の欄第9号2中「第二十五条の十一」を「第二十五条の二十三」に改め、同号3中「第二十五条の十五」を「第二十五条の二十七」に改め、同号4中「第二十五条の十六」を「第二十五条の二十八」に改め、同号5から10号までの規程中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同表都市計画課長専決事項の欄第7号1中「第二十五条の十四」を「第二十五条の二十六」に改め、同号2から4号までの規程中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同号5中「第二十五条の十八において準用する第十一条の六」を「第二十五条の三十において準用する第十一条の六第二項」に改め、同号6から8号までの規程中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同欄第8号1中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同号2中「第十七条の十一」を「第十七条の十二」に改め、

同表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号中66を67とし、65を66とし、同号64中「一般地内認定建築物以外の」を削り、同号中64を65とし、同号63中「一般地内認定建築物以外の」を削り、同号中63を64とし、13から62までを14から63までとし、12を13とし、その前に次のように加える。

12 第五十八條第二項の規定による高度地区内における建築物の高さの特例の許可

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第1号30中「第八十七條の三第六項」を「第八十七條の三第七項」に改め、同号中30を32とし、25から29までを27から31までとし、同号24中「一般地内認定建築物以外の」を削り、同号中24を26とし、23を25とし、同号22中「第八十五條第六項」を「第八十五條第七項」に改め、同号中22を24とし、13から21までを15から23までとし、同号12中「第五十五條第三項各号」を「第五十五條第四項各号」に改め、同号中12を14とし、その前に次のように加える。

13 第五十五條第三項の規定による建築物の高さの特例の許可

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第1号中11を12とし、10を11とし、9を10とし、その前に次のように加える。

9 第五十一條第六項第三号の規定による建築物の容積率の特例の認定

別表第2各出先機関の長共通の項第10号中「石川県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号1中「第十八條各号」を「第八十二條各号」に、「第二十八條各号」を「第九十二條各号」に、「第三十五條各号」を「第百一条各号」に改め、同号2及び3を次のように改める。

2 第九十四條第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び第百一条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長

3 第九十五條の規定による訂正決定等の期間の特例延長及び第百二條の規定による利用停止決定等の期間の特例延長

別表第2各出先機関の長共通の項第10号に次のように加える。

4 第百十四條の規定による提案の内容の審査

別表第2各出先機関の長共通の項中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

十一 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例

1 第四條第二項の規定による開示決定等の期間の延長

2 第五條の規定による開示決定等の期間の特例延長

別表第2家畜保健衛生所長の項第1号3中「第四項」を「第五項」に改め、同表土木総合事務所長の項中「第五項」を「第六項」に改め、同表安原・高橋川工事事務所長の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄の改正規定(「平成二十九年石川県条例第百十八号」を「令和四年石川県条例第百十一号」に改める部分を除く。)は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)のうち同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の石川県処務規程第12条第9項に規定する定年前提再任用短時間勤務職員とみなす。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

第2条中「危機管理監」の次に「、知事室長」を加える。

別表第1総務部の部の前に次のように加える。

知事室	戦略広報課	広報グループ、広聴グループ
-----	-------	---------------

別表第1総務部の部デジタル推進課の項中「デジタル推進グループ」を「県庁デジタル化推進グループ、地域DX推進グループ」に改め、同表企画振興部の部空港企画課の項を削り、同表新幹線・交通対策監室の部に次のように加える。

空港企画課	管理・空港整備・航空貨物グループ、小松空港利用促進グループ、能登空港利用促進グループ
-------	--

別表第1県民文化スポーツ部の部県民交流課の項中「県民交流課」を「女性活躍・県民協働課」に、「自主活動推進グループ、広報グループ、広聴グループ」を「女性活躍推進グループ、男女共同参画グループ、県民協働グループ」に改め、同部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興グループ」を「地域・障害者スポーツグループ、競技スポーツグループ」に改め、同部男女共同参画課の項を削り、同表健康福祉部の部医療対策課の項中「国保指導グループ、国保財政運営グループ」を「国保運営・指導グループ」に改め、同表生活環境部の部温暖化・里山対策室の項中「温暖化・里山対策室」を「カーボンニュートラル推進課」に、「エコライフ推進グループ、里山保全推進グループ」を「グリーンライフ推進グループ、グリーンライフ整備グループ」に改め、同表観光戦略推進部の部誘客戦略課の項中「東日本誘客推進グループ、西日本誘客推進グループ」を「誘客推進グループ」に改め、同表農林水産部の部農業政策課の項中「農業政策課」を「農業経営戦略課」に改め、「、農政推進グループ、消費安全グループ」を削り、「農地計画グループ、農業参入・人材政策グループ、農業経営戦略グループ」を「農地政策グループ、農業人材グループ」に改め、同部生産流通課の項中「生産流通課」を「生産振興課」に、「生産振興グループ、流通支援グループ」を「環境保全農業グループ、水田活用グループ、園芸振興グループ」に改め、同項の次に次のように加える。

ブランド戦略課	ブランド戦略グループ、マーケティング・輸出グループ、消費安全グループ
---------	------------------------------------

別表第1土木部の部公園緑地課の項中「、木場潟公園整備グループ」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

石川県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程（令和4年石川県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

第1条第2号エを次のように改める。

エ 県民文化スポーツ部に関する事項

第1条第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、その次に次のように加える。

オ 観光戦略推進部に関する事項

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

石川県訓令第6号

土 木 部
土 木 総 合 事 務 所
安 原 ・ 高 橋 川 工 事 務 所
港 湾 事 務 所

石川県土木部所管用地事務取扱規程（昭和52年石川県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

令達先中「安原・高橋川工事事務所」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

石川県訓令第7号

土 木 部
土 木 総 合 事 務 所
安 原 ・ 高 橋 川 工 事 事 務 所
港 湾 事 務 所

石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和52年石川県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

令達先中「安原・高橋川工事事務所」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

石川県訓令第8号

土 木 部
土 木 総 合 事 務 所
港 湾 事 務 所

石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う公共補償基準（昭和52年石川県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

令達先中「土木事務所」を「土木総合事務所」に改め、「河川開発事務所」、「有料道路建設事務所」、「手取川ダム道路建設事務所」及び「公園事務所」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

石川県告示第138号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

表中	「	石川県奥能登土木総合事務所	輪島市河井町	」を
		石川県安原・高橋川工事事務所	金沢市横川5丁目	
	「	石川県奥能登土木総合事務所	輪島市河井町	」に改める。

石川県告示第139号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行伏見台支店の項を次のように改める。

伏	株式会社北国銀行伏見台支店	金沢市久安2丁目	
---	---------------	----------	--